

令和6年度第2回会津若松市地域公共交通会議

日 時：令和6年6月25日（火）14時00分～

場 所：生涯学習総合センター（會津稽古堂）多目的ホール

次 第

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 事

（1）議案第5号 令和7年度会津若松市地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について

（2）議案第6号 会津若松市地域公共交通計画の変更について

（3）その他

4. そ の 他

5. 閉 会

会津若松市地域公共交通会議 委員・事務局名簿

(任期：令和6年3月23日～令和8年3月22日)

委 員						出席者
No	区分	団体・機関等	所属団体役職	氏 名	役職	
1	一般乗合旅客自動車 運送事業者の代表	会津乗合自動車 株式会社	代表取締役社長	佐藤 俊材		佐藤 俊材
2	一般貸切旅客自動車運 送事業者の代表	イズミ交通株式会社	代表取締役	坂内 金一		(欠席)
3	一般乗用旅客自動車 運送事業者の代表	会津交通株式会社	代表取締役	吉田 正寿		吉田 正寿
4	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	公益社団法人 福島県バス協会	専務理事	穴戸 紳一郎		石川 智弘
5	一般旅客自動車運送事業者 の組織する団体の代表	一般社団法人 福島県タクシー協会	専務理事	菊田 善昭		(欠席)
6	鉄道事業者の代表	東日本旅客鉄道 株式会社東北本部	企画総務部経営戦略 ユニット企画課長	箸方 稔		(欠席)
7	鉄道事業者の代表	会津鉄道株式会社	常務取締役	佐藤 喜市		佐藤 喜市
8	住民（又は利用者）の代表	会津若松市区長会	副会長	渡部 美次	副会長	渡部 美次
9	住民（又は利用者）の代表	会津若松市 老人クラブ連合会	社会奉仕厚生部長	折笠 敏夫		折笠 敏夫
10	住民（又は利用者）の代表	真珠の会	会計監査	武田 典子	監事	武田 典子
11	住民（又は利用者）の代表	公募委員		築田 直幸		(欠席)
12	住民（又は利用者）の代表	公募委員		山田 利彦		山田 利彦
13	住民（又は利用者）の代表	公募委員		依田 みき		(欠席)
14	国土交通省東北運輸局 福島運輸支局長が 指名する者	国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局	首席運輸企画専門官	黒田 雅樹		(欠席)
15	国土交通省東北地方整備局 郡山国道事務所長が 指名する者	国土交通省 東北地方整備局 郡山国道事務所	調査課長	高橋 智己		伊勢谷 憲一
16	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	会津乗合自動車労働組合	執行委員長	遠藤 章		遠藤 章
17	旅客自動車運送事業者の 事業用自動車の運転者が 組織する団体の代表	全福島ハイヤータクシー 労働組合 会津交通支部	執行委員長	出羽 東		出羽 東
18	福島県会津地方振興局長が 指名する者	福島県会津地方振興局	県民環境部部長兼 県民生活課長	諏訪 慎弥		諏訪 慎弥
19	福島県会津若松 建設事務所長が指名する者	福島県会津若松 建設事務所	企画調査課長	浅野 正生		浅野 正生
20	福島県会津若松警察署長が 指名する者	福島県会津若松警察署	交通第一課長	渡辺 貴智		渡辺 貴智
21	会津若松商工会議所会頭が 指名する者	会津若松商工会議所	専務理事	三橋 明伸	監事	(欠席)
22	学識経験者	福島大学経済経営学類 前橋工科大学学術研究院	教授 特任教授	吉田 樹		(欠席)

23	自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者	特定非営利活動法人みんなと湊まちづくりネットワーク	事務局長	坂内 美智男		(欠席)
24	会津若松副市長	会津若松市	副市長	目黒 要一	会長	目黒 要一
25	会津若松市企画政策部長	会津若松市	企画政策部長	佐藤 浩	副会長	佐藤 浩

<オブザーバー>

(関係市町村) 喜多方市地域振興課 副主任主査 鈴木 和人、会津美里町政策財政課 主査 渡部 陽子、
会津坂下町政策財務課 副主査 大竹 秀弥、湯川村総務課 (欠席)
(一般乗合事業者) 会津乗合自動車株式会社 乗合バス部長 小澤 睦、合資会社 広田タクシー (欠席)
(市関係課) 河東支所長兼まちづくり推進課長 富樫 明俊、北会津支所長兼まちづくり推進課長 坂内 広文
<事務局> 会津若松市企画政策部地域づくり課長 二瓶 祐一、副主幹 佐藤 崇、主事 岡本 幸太朗

議案第5号

令和7年度会津若松市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について

令和7年度会津若松市地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について、下記のとおり提案する。

記

1. 地域内フィーダー系統確保維持計画について

「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」の活用にあたっては、地域公共交通会議において「地域内フィーダー系統確保維持計画」を策定し、前年度の6月30日までに提出する必要がある。

2. 期間

令和6年10月1日～令和7年9月30日

3. 対象運行系統と運行内容

詳細は別紙のとおり 【資料：議案第5号関連】

系統	金川町・田園町住民 コミュニティバス 「さわやか号」	北会津地域内交通 「北会津ふれあ い号」	河東地域内交通 「みなづる号」	米代・河東線	湊地域内交通 「みなとバス」
運営 主体	金川町・田園町 住民コミュニティ バス運営協議会	北会津地域づく り委員会	河東地域づくり 委員会	会津乗合自動車 (株)	NPO 法人みん なと湊まちづくり ネットワーク
運行 形態	定時定路線型運 行	予約型区域 運行	予約型区域運行	定時定路線型運 行	交通空白地有償 運送
運行 地区	金川町、田園町	北会津地区	河東地区	河東地区	湊地区
主な 運行 経路	金川町・田園町 ⇔神明通り⇔竹 田病院(山鹿クリ ニック)⇔リオンド ールピア店⇔金川 町・田園町	地区内待合乗降 場所⇔会津西病 院⇔西若松駅等	地区内待合乗降 場所・広田駅・会 津医療センター・ 河東支所、コミュ ニティプール等	島⇔会津医療セ ンター⇔米代	自宅等⇔湊公民 館・基幹集落セン ター・JA 会津よ つば湊支店・セブ ンイレブン湊店・ 原郵便局・赤井 郵便局
運行 事業者	会津乗合自動車 (株)	会津通商(株)(葵 タクシー)	合資会社 広田タクシー	会津乗合自動車 (株)	NPO 法人みん なと湊まちづくり ネットワーク
運行日	週5日(月～金)	週6日(月～土)	週5日(月～金)	週7日	週4日(月～水、金)
運行開 始年月	平成26年11月	平成30年4月	平成30年4月	令和2年10月	令和3年10月
令和6 年度か らの変 更点等	利用者増を図る ため、リオンド ールピア店を経由 するルート・ダイヤ に変更	変更なし	中学生料金の変 更、乗降場所の 追加	変更なし	運行日の変更(火 ～金から月～水、 金に変更)

<参考> 金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」のルート変更

○当該ルート変更とダイヤ変更にあたっては、運営主体である金川町・田園町住民コミュニティバス運営協議会が、定例協議会の中で、地域住民からの要望が多かったリオン・ドール会津アピオ店へのルート変更とそれに伴うダイヤ変更を提案し、承認されたものです。



【現行のルート】



【10/1 変更後のルート】

<参考> 金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」のダイヤ変更

バス停	第1便	第2便	第3便
金川町児童会館	9:30	11:15	13:15
金川町東	9:31	11:16	13:16
金川町北	9:31	11:16	13:16
たちばな青果北	9:33	11:18	13:18
田園町北	9:34	11:19	13:19
田園町町内会館前	9:35	11:20	13:20
ファミリーマート前	9:37	11:22	13:22
下大和町(クリニック 福栄舎前)	9:39	11:24	13:24
七日町角(二瓶眼科医院前)	9:40	11:25	13:25
北小路田中稲荷神社前	9:41	11:26	13:26
東邦銀行前	9:41	11:26	13:26
神明通り(ツタヤ前)	9:43	11:28	13:28
栄町中三丁目	9:44	11:29	13:29
桂林寺町	9:45	11:30	13:30
竹田病院前	9:47	11:32	13:32
山鹿クリニック西	9:48	11:33	13:33
山鹿クリニックで待機	2分	2分	2分
山鹿クリニック西	9:50	11:35	13:35
竹田病院前	9:51	11:36	13:36
桂林寺町	9:53	11:38	13:38
栄町中三丁目	9:54	11:39	13:39
神明通り	9:55	11:40	13:40
東邦銀行前	9:55	11:40	13:40
北小路田中稲荷神社前	9:57	11:42	13:42
原の町	9:59	11:44	13:44
石万商事前	10:00	11:45	13:45
すがの屋前	10:01	11:46	13:46
ファミリーマート前	10:02	11:47	13:47
田園町町内会館前	10:03	11:48	13:48
田園町北	10:05	11:50	13:50
たちばな青果北	10:06	11:51	13:51
金川町北	10:06	11:51	13:51
金川町東	10:08	11:53	13:53
金川町児童会館	10:11	11:56	13:56
リオ・ドール七日町店	10:15	12:00	
リオンドール七日町店で待機	40分	40分	
リオ・ドール七日町店	10:55	12:40	
金川町東	10:59	12:44	
金川町北	10:59	12:44	
たちばな青果北	11:01	12:46	
田園町北	11:02	12:47	
田園町町内会館前	11:03	12:48	
金川町児童会館	11:05	12:50	

バス停	第1便	第2便	第3便
金川町児童会館	9:25	11:35	13:45
金川町東	9:26	11:36	13:46
金川町北	9:26	11:36	13:46
たちばな青果北	9:28	11:38	13:48
田園町北	9:29	11:39	13:49
田園町町内会館前	9:30	11:40	13:50
旧ファミリーマート前	9:32	11:42	13:52
下大和町(クリニック 福栄舎前)	9:34	11:44	13:54
七日町角(二瓶眼科医院前)	9:35	11:45	13:55
北小路田中稲荷神社前	9:36	11:46	13:56
東邦銀行前	9:36	11:46	13:56
神明通り(ツタヤ前)	9:38	11:48	13:58
栄町中三丁目	9:39	11:49	13:59
桂林寺町	9:40	11:50	14:00
竹田病院前	9:42	11:52	14:02
山鹿クリニック西	9:43	11:53	14:03
山鹿クリニックで待機	2分	2分	2分
山鹿クリニック西	9:45	11:55	14:05
竹田病院前	9:46	11:56	14:06
桂林寺町	9:48	11:58	14:08
栄町中三丁目	9:49	11:59	14:09
神明通り	9:50	12:00	14:10
東邦銀行前	9:50	12:00	14:10
北小路田中稲荷神社前	9:52	12:02	14:12
原の町	9:54	12:04	14:14
石万商事前	9:55	12:05	14:15
旧すがの屋前	9:56	12:06	14:16
旧ファミリーマート前	9:57	12:07	14:17
田園町町内会館前	9:58	12:08	14:18
田園町北	10:00	12:10	14:20
たちばな青果北	10:01	12:11	14:21
金川町北	10:01	12:11	14:21
金川町東	10:03	12:13	14:23
金川町児童会館	10:06	12:16	14:26
リオ・ドール会津アポロ店	10:13	12:23	
リオ・ドール会津アポロ店で待機	50分	50分	
リオ・ドール会津アポロ店	11:03	13:13	
会津アピオ南口(カワチ前)	11:04	13:14	
中の明(ユニクロ前)	11:05	13:15	
金川町東	11:12	13:22	
金川町北	11:12	13:22	
たちばな青果北	11:14	13:24	
田園町北	11:15	13:25	
田園町町内会館前	11:16	13:26	
金川町児童会館	11:18	13:28	

【現行のダイヤ】

【10/1 変更後のダイヤ】

<参考>河東地域内交通「みなづる号」の中学生料金の変更、乗降場所の追加

【現行の運賃】

運賃	・ 待合場所⇔目的地間の移動：大人 500 円、小人 250 円 ・ 目的地⇔目的地間の移動：大人 300 円、小人 150 円
----	---

【10/1 変更後の運賃】

運賃	・ 待合場所⇔目的地間の移動：大人 500 円、小・中学生 300 円 ・ 目的地⇔目的地間の移動：大人 300 円、小・中学生 200 円
----	---

【10/1 変更後の目的地乗降場所】

待合場所		
1	倉道	倉道集会所
2	槻木	槻木集会所
3	藤倉	藤倉火の見やぐら前
4	難波	難波集会所
5	田中原	田中原集会所
6	六丁・塩新	①六丁・塩新集会所
7		②消防団屯所前（六丁）【追加】
8	一本木	一本木集会所
9	空也原	①空也原集会所西側待避所
10		②空也原スクールバス待合場所
11	長谷地	長谷地集会所
12	東高野	①東高野集会所
13	高塚	①セブンイレブン高塚団地店前
14		②高塚集会所前
15	葉山	①葉山団地バス停
16		②葉山集会所前
17	東・北山	①旧河東中学校前
18		②緑ヶ丘ゴミステーション前 【追加】
19		③共同作業所くれよん看板前 【追加】
20	浅野	①下がりの交差点（中林）
21		②浅野六地藏
22	島	①島バス停前
23		②島集会所
24	岡田	岡田集会所
25	大和田	①大和田集会所
26		②旧河東Aコープ前 【追加】
27		③大和田八幡神社 【追加】
28	熊野堂	①第三幼稚園
29		②熊野堂集会所
30	柏原	①子安地藏
31		②柏原集会所
32		③鴨田防火水槽前 【追加】

待合場所		
33	北高野	北高野集会所
34	茶臼森	茶臼森集会所
35	冬木沢	冬木沢集会所
36	原田	原田公園
37	大野原	①大野原集会所
38		②旧戸の口原バス停
39	強清水	①上強清水スクールバス待合場所
40		②下ノ家と竹蔵に交差するT字路
41		③強清水元祖清水屋前 【追加】
42	高ノ下	①高ノ下集会所
43		②中坪地内
44	六軒	六軒集会所
45	桜石	桜石集会所
46	大林	大林集会所
47	八田野	①横手スクールバス待合場所
48		②八田保育所
49		③旧河東第二小学校校門
50	稲荷原	①稲荷原集会所
51		②敬老会バス待合所（下三叉路）
52	生井	①生井スクールバス待合場所
53		②若松・裏磐梯線待避場所（荏窪）
54	漆沢	①漆沢集会所
55		②漆沢113番地付近

目的地		
56	広田	広田駅
57	横堀	広田郵便局
58	横堀	河東公民館
59	金道	河東支所
60	金道・南高野	リオン・ドール河東店
61	高畑	いなにわ医院前
62	高畑	会津医療センター前
63	金道	河東歯科医院 【追加】
64	横堀	JA会津よつば河東支店 【追加】
65	南高野	河東農村環境改善センター 【追加】
66	南高野	コミュニティプール 【追加】

議案第 6 号

会津若松市地域公共交通計画の変更について

令和 7 年度「会津若松市地域内フィーダー系統確保維持計画」の策定にあたり、会津若松市地域公共交通計画の一部を下記のとおり変更する。

3-1 地域公共交通の現状

(4) 地域内交通

▼ 地域内交通運行概要 (令和 3 年 4 月 1 日現在)

路線名	運行本数 (本/日)		運行時間帯	運行日	運賃	運営主体	運行事業者	運行形態
	上り	下り						
金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」	3	3	9:35～13:56	月～金	大人 300 円 小人 150 円 ※小人:6 歳から 12 歳(小学生まで)	金川町・田園町コミュニティバス運営協議会	会津乗合自動車㈱	路線定期運行
みなとバス	-	-	8:00～17:00	火～金	無料 ※R3.10 より有償化 1 日券 300 円	NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク	NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク	区域運行
北会津ふれあい号	3 (4)	3	8:10～17:10 (冬期間は 7:20～17:10)	月～土	指定乗降場所～地域内目的地 300 円 指定乗降場所～地域外目的地 500 円	北会津地域づくり委員会	会津通商㈱ (葵タクシー)	
みなづる号	6	6	7:00～16:00	月～金	目的地～目的地 300 円 指定乗降場所～目的地 500 円	河東地域づくり委員会	(資) 広田タクシー	

▼ 地域内交通運行概要 (令和 6 年 10 月 1 日現在)

路線名	運行本数 (本/日)		運行時間帯	運行日	運賃	運営主体	運行事業者	運行形態
	上り	下り						
金川町・田園町住民コミュニティバス「さわやか号」	3	3	9:25～14:26	月～金	大人 300 円 小人 150 円 ※小人:6 歳から 12 歳(小学生まで)	金川町・田園町コミュニティバス運営協議会	会津乗合自動車㈱	路線定期運行
みなとバス	-	-	8:00～17:00	月～水、金	1 日券 300 円 ※18 歳以下は半額	NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク	NPO 法人みんなと湊まちづくりネットワーク	区域運行
北会津ふれあい号	3 (4)	3	8:10～16:20 (冬期間は 7:20～16:20)	月～土	指定乗降場所～地域内目的地、地域内目的地～地域外目的地 大人 300 円 小人 150 円 指定乗降場所～地域外目的地 大人 500 円 小人 250 円	北会津地域づくり委員会	会津通商㈱ (葵タクシー)	
みなづる号	3	3	7:00～16:00	月～金	目的地～目的地 大人 300 円 小・中学生 200 円 指定乗降場所～目的地 大人 500 円 小・中学生 300 円	河東地域づくり委員会	(資) 広田タクシー	

会津若松市地域公共交通会議設置要綱

(平成 21 年 2 月 23 日決裁)
(平成 24 年 2 月 1 日決裁)
(平成 27 年 1 月 30 日決裁)
(平成 28 年 5 月 1 日決裁)
(令和 3 年 4 月 19 日決裁)
(令和 4 年 6 月 28 日決裁)

(目的)

第 1 条 この要綱は、会津若松市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号。以下「活性化・再生法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた旅客輸送の確保と利便性の向上を図り、もって地域の実情に即した住民への輸送サービスを提供することを目的とする。

(交通会議の事務所)

第 2 条 交通会議の事務所は、会津若松市役所内に置く。

(協議事項)

第 3 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 活性化・再生法第 5 条第 1 項の規定に基づく地域公共交通計画及び同法第 27 条の 16 第 1 項の規定に基づく地域公共交通利便増進実施計画（以下「法定計画」という。）の策定及び変更に関する事項
- (2) 法定計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 道路運送法第 79 条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録（同法第 79 条の 6 第 1 項の規定に基づく有効期間の更新及び同法第 79 条の 7 第 1 項の規定に基づく変更登録を含む。）を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項
- (6) 道路運送法第 79 条の 12 第 1 項第 4 号の規定による協議が調った状態でなくなったことに関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(委員)

第 4 条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般貸切旅客自動車運送事業者の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表
- (5) 鉄道事業者の代表
- (6) 住民（又は利用者）の代表
- (7) 国土交通省東北運輸局福島運輸支局長が指名する者
- (8) 国土交通省東北地方整備局郡山国道事務所長が指名する者
- (9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 福島県会津地方振興局長が指名する者
- (11) 福島県会津若松建設事務所長が指名する者
- (12) 福島県会津若松警察署長が指名する者
- (13) 会津若松商工会議所会頭が指名する者
- (14) 会津若松市副市長
- (15) 会津若松市企画政策部長
- (16) 学識経験者その他の交通会議の運営に関し必要と認められる者
- (17) 現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表者が指名する者

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠による委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 第1項第1号から第13号までに掲げる委員については、交通会議に代理人を出席させることができる。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長2名を置く。

- 2 会長は、前条第1項第14号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第6条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席委員（代理人を含む。）の3分の2以上の同意により決する。
- 4 交通会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、交通会議の委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の幹事会)

第8条 交通会議は、第3条に掲げる協議を円滑に行うため、必要に応じて幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の事務局)

第9条 交通会議の業務を処理するため、事務局を会津若松市企画政策部地域づくり課に置く。

- 2 事務局の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議の経費)

第10条 交通会議の運営に要する経費は、会津若松市からの負担金その他の収入をもって充てる。

(交通会議の監査)

第11条 交通会議に監事2名を置く。

- 2 交通会議の出納の監査は、構成員の互選により選任された監事によって行う。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(交通会議の財務)

第12条 交通会議の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が廃止された場合の措置)

第13条 交通会議が廃止された場合においては、交通会議の収支は、廃止の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第4条第2項の規定にかかわらず、施行日以降に初めて選任された第4条第1項第6号及び第9号に掲げる委員の任期は、平成22年1月20日までとする。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は、決裁の日から施行する。